平成２１年（フ）第１３６３号
仙台市泉区松陵３丁目38番地の３
債務者　齋藤　智美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６９号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台３丁目15番５号
債務者　後藤　亜紀（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３９号
仙台市青葉区新坂町16番16号　路アパート
債務者　武山　英子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５７号
仙台市若林区五十人町41番地の６　ビューコート五十人町202
債務者　神　　良吉
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５８号
宮城県塩竈市錦町22番12号
債務者　大井　美彌
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５９号
仙台市太白区萩ケ丘23番10号　ヴィラ・エルバ101
債務者　伊藤さと子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６３号
宮城県多賀城市八幡３丁目４番30―208号
債務者　宗片　　悟
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６６号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目30番地の４　金谷コーポ202
債務者　金須　民子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
茨城県土浦市中高津１丁目19番24号　マイステージ17番館201号
債務者　藤田　信裕
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５８号
茨城県かすみがうら市下稲吉1993番地77
債務者　相澤　浩之
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６９号
茨城県つくば市稲荷前17番地12　沼尻アパート208号
債務者　一町田政裕
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１４号
茨城県筑西市蓮沼1591番地95、前住所茨城県筑西市横塚917番地２
債務者　大川　和子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２６８号
茨城県筑西市門井1979番地17　ドミール英Ｃ102
債務者　栗本　一也
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２６９号
茨城県結城市大字結城9817番地26
債務者　鈴木　沖子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２７２号
茨城県古河市三和241番地　エスペランサ202号、前住所埼玉県加須市鳩山町８番地10　メゾンプルミエール102号室
債務者　久原　信二
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４２４号
金沢市泉野出町３丁目14番25号
債務者　一久庵こと　大谷　　清
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４４４号
石川県かほく市白尾リ31番地
債務者　桶作撚糸工場こと　桶作　静子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所